

## ○島根県建築基準法施行条例

(自動車車庫等の敷地と道路との関係)

**第9条** 自動車車庫(床面積の合計が50平方メートル以内であるものを除く。)又は自動車修理工場の用途に供する建築物(以下「自動車車庫等」という。)の敷地には、自動車の出入口を次の各号のいずれかに該当する道路に面して設けてはならない。ただし、特定行政庁が交通の安全上支障がないと認めた場合は、この限りでない。

- (1) 幅員6メートル未満の道路
- (2) 横断歩道若しくは交差点の側端又はまがりかどから5メートル以内の道路
- (3) 踏切又はトンネルから10メートル以内の道路

2 法第86条第1項又は第2項の規定により1の敷地内にあるものとみなされる建築物で自動車車庫等を含むものに対する前項の規定の適用については、当該建築物は1の敷地内にあるものとみなす。

(平11条例30・平17条例56・一部改正)